

◎新潟県告示第788号

新潟県県税条例（平成18年新潟県条例第10号）第9条第1項の規定により、令和6年1月新潟県告示第88号において別途告示で定めることとされている期日について、次に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する納税者又は特別徴収義務者に係るものは、その期限が令和6年1月1日から令和6年9月1日までの間に到来するもの（不動産取得税、自動車税の環境性能割及び種別割、鉦区税、固定資産税並びに狩猟税並びに軽自動車税の環境性能割に係るものに限る。）について、令和6年9月2日とする。

令和6年7月9日

新潟県知事 花 角 英 世

地域

富山県、石川県